年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人名義の預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された「平成16年分給与所得の源泉徴収票」及び「給料明細書」(平成16年1月から同年12月までの給与及び同年12月15日に支給された冬季賞与に係るもの)により確認できる社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認できる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間に支給された賞与に係る「給料明細書」 及び当該同僚名義の預金通帳の記録により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の 支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが 確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記資料を基に算出し

た賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間当時の同僚6人全員が申立期間に賞与を支給されたことが確認できるところ、オンライン記録により、当該6人全員について、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和61年3月31日から同年4月1日まで 私は、昭和61年4月1日にA社からB社に異動したが、申立期間の厚生 年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し(昭和61年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間の 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 61 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成20年8月8日

申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたが、 年金事務所の記録に当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、 A社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された「平成 20 年分給与所得の源泉徴収票」及び平成 20 年分給与支払明細書(一部)並びにB市から提供された「平成 20 年分市民税・県民税所得証明書」により確認できる社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認できる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与支払明細書から、当該同僚は、A社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し で確認できる賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、 14万6,000円とすることが妥当である。 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行 については、事業主から文書照会に対する回答が得られず、このほかに確認でき る関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを 得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が 申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否 かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、 行ったとは認められない。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年6月20日

A事業所に勤務している期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録では、当該賞与の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び平成23年分の賃金台帳の写しから、 申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていたことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支 給明細書及び賃金台帳の写しにおいて確認できる当該賞与額から、9万8,000円 とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を12万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年6月20日

A事業所に勤務している期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録では、当該賞与の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び平成24年分の賃金台帳の写しから、 申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていたことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支 給明細書及び賃金台帳の写しにおいて確認できる当該賞与額から、12万9,000円 とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年6月20日

A事業所に勤務している期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録では、当該賞与の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び平成24年分の賃金台帳の写しから、 申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81 条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていたことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支 給明細書及び賃金台帳の写しにおいて確認できる当該賞与額から、9万4,000円 とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年6月20日

A事業所に勤務している期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録では、当該賞与の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び平成24年分の賃金台帳の写しから、 申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていたことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支 給明細書及び賃金台帳の写しにおいて確認できる当該賞与額から、11 万 1,000 円 とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年6月20日

A事業所に勤務している期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録では、当該賞与の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細書及び申立人から提出された平成 24 年分の賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていたことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきもので

あると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支 給明細書及び賃金台帳の写しにおいて確認できる当該賞与額から、11 万 5,000 円 とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月18日

A事業所に勤務している期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録では、当該賞与の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び平成22年分の賃金台帳の写しから、 申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていたことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間に係る賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条本文の規定による、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支 給明細書及び賃金台帳の写しにおいて確認できる当該賞与額から、8万6,000円 とすることが妥当である。

中国(岡山)国民年金 事案1546

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成4年4月から5年3月まで

夫婦で、申立期間の国民年金保険料の免除申請を同時に行ったにも関わらず、妻の記録は免除となっているのに、私の記録は未納と記録されており納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請について関与していない上、申立人の免除申請を行ったとする申立人の妻は、申立期間当時、保険料を納付することが困難な状況であったため、夫婦の免除申請を行った旨述べているが、申立期間内の平成4年11月から5年9月にかけて申立人及びその妻の2年10月から3年8月までの保険料が過年度納付されているなど、申立期間の免除申請に係る一連の状況が不明である。

また、申立人及び申立人の妻から、当時の国民年金保険料の免除申請に係る 経緯等について意見陳述を求めたが説明が得られず、申立人の妻が申立期間に 係る申立人の保険料の免除申請を行っていたとの心証が得られなかった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

中国(山口)国民年金 事案 1547

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和46年3月

私の国民年金保険料の納付記録は、納付した回数(月数)よりも1回分(1か月分)少ない記録となっている。

申立期間について、年金事務所の記録では国民年金保険料が還付されたことになっているが、私は、納付した保険料を還付する旨の連絡や当該期間の保険料の還付金を受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の国民年金保険料還付整理簿には、申立人の国民年金手帳記号番号、婚姻前の住所地であるA市及び旧姓での氏名が記載されているとともに、還付記録として還付金額「450円」、還付事由上段に「46.3.1」、同下段に「46.3」、決定年月日「46.5.20」及び支払年月日「46.5.25」の記載が確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市が管理していた国民年金被保険者名簿には、申立期間である昭和46年3月の国民年金保険料は一旦納付済みと記載された後に、当該期間の保険料を還付したことを示す「還付決定46.5.20」の記載が確認でき、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和46年3月1日に厚生年金保険の被保険者となっており、申立期間は国民年金の被保険者期間ではないことから、制度上、当該期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできず、還付処理がなされた同年5月には、当該保険料を充てることができる未納期間も無いことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをう

かがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

中国(広島)国民年金 事案 1548 (広島国民年金事案 1296、1427 及び中国(広島) 国民年金事案 1488 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和52年7月から54年3月まで

これまでに3回の申立てを行ったところ、私の国民年金手帳記号番号の払 出時期が昭和54年9月頃と推認できるとされ、申立期間の国民年金保険料 を納付したことが認められなかった。

私は、昭和52年7月頃に母と一緒にA市役所B支所に行き、国民年金の加入手続を行い、その時に年金手帳を受け取って、国民年金保険料の納付を開始したので、国民年金の被保険者資格取得日を遡る手続を行った記憶及び被保険者資格の取得日を遡ることの説明を受けた記憶も無いので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについて、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、 国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険 者の資格取得日等から昭和54年9月頃に払い出されたと推認でき、この時 期に国民年金の加入手続が行われ、52年7月1日(厚生年金保険被保険者 資格喪失日)に遡って被保険者資格を取得したと考えられること、ii)オン ライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号 が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iii)申立 人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間の国民年金保険 料は過年度保険料となり、A市B支所では納付できないこと、iv)A市の申 立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、申立期間 は未納の記録とされており、オンライン記録と一致していることなどから、 既に年金記録確認広島地方第三者委員会(当時。以下「広島委員会」という。) の決定に基づき、平成23年11月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2回目の申立てについて、i)申立人は、上述の通知において、申立人の 国民年金手帳記号番号の払出時期が昭和54年9月頃であると推認されてい ることについて、当該時期に年金手帳を受け取っていないと主張しているが、 申立期間当時、国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号が払い出さ れることになり、任意加入については、制度上、加入の申出を行った日に被 保険者資格を取得するとされ、当該申出に基づき国民年金手帳記号番号が払 い出されることになるところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金 手帳記号番号の前後各5番の計10番に係る被保険者のうち、任意加入被保 険者は5人確認でき、これら5人については、いずれも同年9月に被保険者 資格を取得していることから判断すると、申立人の加入手続も同年9月頃に 行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されて、年金手帳が交付されたもの と推認されること、ii)申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」 の欄に52年7月1日と記載されていることを理由として、同年7月に国民 年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、申立期間において国 民年金の強制加入被保険者に該当することから、厚生年金保険の被保険者資 格を喪失した同年7月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する ことになり、年金手帳に同日が記載されたものと考えられることから、同年 7月に国民年金の加入手続を行ったと推認することはできないこと、iii)申 立人は、「年金の過払い等の行政側の事務処理誤りが報道等で多く見受けら れることから、私の年金記録も間違っていると思われるので、このことを踏 まえて、再度調査してほしい。」と主張しているが、上述のとおり、申立人 の国民年金の加入手続の時期が54年9月頃ではなく52年7月である形跡は 見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していた事情はうかがえない こと、iv) 1回目の申立て時の調査において、同年7月頃に国民年金の加入 手続を行った被保険者の氏名を上述の払出管理簿で確認したところ、申立人 の氏名は見当たらず、再度、同年7月頃から同年12月頃までに加入手続を 行った被保険者の氏名を当該払出管理簿で確認したものの、申立人の氏名は 見当たらないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成24年11 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てについて、i)申立人は、年金手帳の「被保険者となった日」の日付の筆跡と「附加入」の日付の筆跡とが異なっていると主張して、年金手帳の写しを提出しているが、当該二つの筆跡の異同は明らかであるとは言えない上、仮に当該日付の記載に係る筆跡が異なるものであったとしても、そのことのみをもって「被保険者となった日」と「附加入」の時期が別の時期であると判断することにはならないこと、ii)申立人は、行政側に不適切な記録管理や事務処理誤り等があるのに、その行政側の資料のみで判断

されることに納得できないとしているが、年金記録確認第三者委員会は、行政が保管する資料等に基づき機械的に判断しているものではなく、そのほかの関連資料や周辺事情を含めて総合的に検討した上で、申立てに係る国民年金保険料が納付されたかどうかを判断しており、広島委員会においても、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」に基づき、申立内容、関連資料、周辺事情等を総合的に検討した上で、年金記録の訂正は必要でないとの判断に至っており、申立人の当該主張は、同委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成26年1月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の申立てに当たり、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、国 民年金の被保険者資格取得日を遡る手続を行った記憶及び被保険者資格取 得日を遡ることについての説明を受けた記憶は無いと主張しているが、申立 期間は国民年金の強制加入被保険者となるため、特段の手続等をすることな く強制加入被保険者期間の初日に遡って被保険者資格を取得するものであ ることから、広島委員会及び当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認 められない。

また、申立人は、昭和52年7月に加入手続を行い、その際に年金手帳が交付され、国民年金保険料の納付も当該手続時点から始めたとする従来の主張を繰り返すのみで、新たな資料や情報の提出は無く、申立人の当該主張は、これまでの申立てに係る調査によって得られた関連資料及び周辺事情により、既に広島委員会及び当委員会において審議され、総合的に判断がなされているものである上、両委員会がこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を改めて検証したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は無く、ほかに広島委員会及び当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国(岡山)国民年金 事案 1549

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から同年9月までの期間及び49年9月から55年1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から同年9月まで

② 昭和49年9月から55年1月まで

申立期間①及び②当時、自宅に来訪していた集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間は国民年金に未加入の期間となっているので、調査の上、国民年金への加入及び保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和55年3月21日にA市において払い出されている上、同市が管理する申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、当該記号番号にて申立期間②直後の同年2月27日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人が所持する年金手帳においても、同日に初めて国民年金の被保険者となった旨が記載されていることから判断すると、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を集金したとする 集金人について、A市は、「当時の国民年金事務担当者に確認したところ、当 市に国民年金保険料を集金していた嘱託職員がいたとしているが、保険料の収 納に係る当時の取扱要領や関係書類が保存されていないため、申立人への集金 状況は不明である。」としている上、当該集金人であったとする者から聴取し ても、当該期間に係る保険料納付の事実を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和32年4月頃から33年9月1日まで

② 昭和34年2月頃から35年1月21日まで

私は、昭和 32 年4月頃からA事業所で働いていたが、申立期間①の厚生年 金保険の記録が無い。

また、昭和 34 年2月頃からB県C市のD社(現在は、E社)で働いていたが、申立期間②の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所に係る商業登記簿によると、同社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において、被保険者記録が確認できる同僚22人に照会したところ、回答のあった12人のうち、1人が申立人を記憶しているとしているものの、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和33年9月1日に資格取得し、34年2月3日に資格喪失したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

申立期間②について、E社から提出された「在籍者一覧表(昭和38年7月1日現在)」によると、申立人は昭和35年1月21日にD社に入社していることが確認でき、当該入社日は、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している上、E社は、「申立期間②について、申立人の厚生年金保

険の加入の有無を含め、勤務実態は分からないが、在職者一覧によると、申立人が昭和35年1月21日に入社し、36年1月1日に本採用になっているので、申立期間②に、申立人が当社で働いていたとすると、現地採用のアルバイトのような勤務形態で、その後、入社扱いとなり、さらに本採用になったと思われる。」と回答している。

また、申立期間②当時、D社で経理担当であった者は、「当時は、正社員(準社員を含む。)にはなかなかなれず、1年以上臨時で厚生年金保険に未加入の者がいた。」と回答している上、申立期間②当時、上記被保険者名簿に記録のある同僚18人に照会したところ、申立人と同日の昭和35年1月21日に資格取得している同僚2人は、「B県C市のD社において勤務していた期間の加入記録が無い。」と回答していることから、同社では、申立期間②当時、全ての従業員を、勤務開始時から、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記同僚 18 人のうち、2 人が申立人を記憶しているとしているものの、 申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、供述 を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、 ほかに厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事 情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。 中国(岡山)厚生年金 事案 3237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月頃から49年1月頃まで

私は、申立期間にA社に正社員として勤務しており、同社で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

しかし、年金事務所の記録では、厚生年金保険に加入していないことになっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の妻及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の元事業主の妻は、申立人に係る申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が記憶していた同僚のうち、被保険者記録が確認できない者がいる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに 厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見 当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和55年4月から56年1月まで

私は、申立期間にA市にあったB社に勤務し、C事業の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社は、D誌の裏表紙にC事業の広告を掲載しており、当該広告を 見て問い合わせてきた人を対象とした業務活動を行っていた。」としているところ、 昭和55年*月*日号のD誌の裏表紙に、B社の広告が掲載されていることが確認 できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、B社の厚生 年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

また、A法務局は、B社の商業登記簿は見当たらないと回答している。

さらに、申立人は、B社の事業主及び役員の名前を記憶していない上、姓のみを記憶している同僚については、個人を特定することができず、申立人の同社における勤務状況等について供述を得ることができない。

なお、申立人は、「B社の本社はE県にあった。」としているところ、オンライン記録により、E市においてF社が確認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、「F社とB社との関係は分かりません。」と回答しているほか、同社に係る商業登記簿の支店欄にはA支店の記載は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月18日

A事業所に勤務している期間のうち、産前産後休業期間中であった申立期間 に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録には、当該賞与の記録が無い ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び平成22年分の賃金台帳の写しから、 申立人は、申立期間において、A事業所から賞与の支払を受けていたことが確認 できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賞与支給明細書及び賃金台帳の写しによると、申立人の賞与から同保険料が控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているものの、産前産後期間については、申立期間当時、厚生年金保険料が免除される規定となっていない。

なお、A事業所は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出しているところ、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業 主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月20日

A事業所に勤務している期間のうち、産前産後休業期間中であった申立期間 に賞与が支給された。しかし、年金事務所の記録には、当該賞与の記録が無い ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び平成23年分の賃金台帳の写しから、 申立人は、申立期間において、A事業所から賞与の支払を受けていたことが確認 できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賞与支給明細書及び賃金台帳の写しによると、申立人の賞与から同保険料が控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されているものの、産前産後期間については、申立期間当時、厚生年金保険料が免除される規定となっていない。

なお、A事業所は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後である平成26年9月に年金事務所に提出しているところ、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業 主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成元年4月から同年6月まで

② 平成2年10月から4年7月まで

「ねんきん定期便」により、「標準報酬月額が、実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性がある。」との連絡を受けて年金記録を確認したところ、遡って月額変更届が提出されたためという事由で、申立期間①及び②の年金記録が訂正されていたことが判明したが、当時、遡って当該変更届を提出していないし、この様な説明も受けていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間①及び②当時、A社の代表取締役であることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間①の標準報酬月額については、当初、30万円と記録されていたところ、平成3年1月30日付けで20万円に、申立期間②の標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、4年7月3日付けで2年10月から3年9月までは9万8,000円に、同年10月から20万円に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、上記遡及減額訂正について関与を否定しているが、A社に係る滞納処分票の事蹟から、申立期間①及び②において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、平成4年6月18日付けで報酬を下げて厚生年金保険料の滞納の発生額を抑える相談をしていたことが記録されているほか、申立期間②の遡及減額訂正に係る通知書等を申立人は保管していることから判断すると、上記遡及減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

また、A社の事務を担当していた申立人の妻は、「その他の従業員は、社会保険 事務に関与していなかった。」と証言している。 これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を 負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の遡及減額訂正処理の無効を 主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月 額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和26年5月1日から同年11月18日まで

② 昭和27年7月21日から28年12月31日まで

昭和 26 年 5 月から 28 年 12 月までA社に勤めていたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和50年11月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、 当時の事業主及び役員は所在が不明であるため、申立期間①及び②における申立 人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が一緒に勤務していたとして二人の同僚の名前を挙げているものの、一人は既に死亡しており、もう一人は電話による聴取が困難な状況であることから、申立期間①及び②における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険被保険者記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。